

聖籠町告示第24号

聖籠町にぎわい創出・交流拡大事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月23日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町にぎわい創出・交流拡大事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町の海洋レクリエーションの振興と推進及び町内外の住民の交流を促進し、地域の活性化と交流人口の拡大を図るため、聖籠マリンフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 この補助金は、次に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 補助対象経費 実行委員会が行う事業に要する経費に対して補助する。
- (2) 補助額 前号に定める補助対象経費の額の範囲内で町長が定める額とする。

(補助金の交付請求)

第3条 補助金等の額の確定通知を受けた実行委員会が、補助金の交付請求をしようとするときは、当該確定通知を受けた日から30日以内に町で定める補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。